

世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成業務委託

プロポーザル公募要領

平成30年5月17日
岐阜県農政部里川振興課

第1 目的

平成27年12月に世界農業遺産「清流長良川の鮎」が認定されたことについて、広く一般の方々に知っていただくため、認定地域の自然環境や伝統産業等を効果的にPRし、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連する「長良川システム」について理解を深めるための、プロモーションビデオの作成及び小学生を対象とした副読本を作成する企画提案を募集します。

応募のあった企画提案については、プロポーザル評価会議における評価を経て、最優秀提案者を選定し、県との協議により業務内容を確定したのち、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

第2 業務内容

1 委託業務名

世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成業務委託

2 業務内容

- ・プロモーションビデオ及び副読本のストーリー作成
- ・プロモーションビデオの作成（写真撮影、動画撮影含む）
- ・副読本の作成

※詳細は別紙仕様書のとおりです。

3 委託業務期間

契約の日から平成31年3月15日(金)まで

4 委託予定価格

上限額：6,463,866円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該上限額を超える見積額の提案は選定除外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は、複数の法人で構成される団体（以下、「共同体」という。）とし、以下の（1）から（8）の要件を満たすことが必要です。

なお、共同体にあっては、代表構成員が（1）から（8）の要件を満たす必要があり、その他の構成員は（2）を除く要件を満たす必要があります。

- （1）岐阜県内に本店または支店、営業所等を有する法人であること。
- （2）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- （4）役員に次の①または②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

った日から2年を経過しない者

(5) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとれる破産事件に係るものを含む。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約にかかる指名停止措置要領」に基づく指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと、又は同要領に掲げる措置要件に該当しないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

(9) 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

なお、ひとつの団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込みする場合も含まれます。）を行うことはできません。

2 企画提案書の作成

別紙仕様書に基づき、以下の項目について、事業の企画を（様式2）に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、原則として日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折り込み使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 企画案の内容
撮影素材、時期、選定した理由等を具体的に記載してください。
- (2) スケジュール
本業務の全体スケジュールを記載してください。
- (3) 業務の実施体制
本業務にあたる提案者の業務体制等を記載してください。
- (4) 事業を実施するにあたっての提案者の特色
提案者の過去の類似事業の実績、ノウハウ等について記載してください。

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 公募要領等の公表・配布 | 平成30年5月18日(金)～6月18日(月) |
| ② 公募要領等に関する質問受付 | 平成30年5月18日(金)～6月11日(月) |
| ③ 写真・映像素材の閲覧 | 平成30年5月18日(金)～6月11日(月) |
| ④ プロポーザル参加申込受付 | 平成30年5月18日(金)～6月11日(月) |
| ⑤ 企画提案書受付 | 平成30年5月18日(金)～6月18日(月) |
| ⑥ プロポーザル評価会議 | 平成30年7月上旬(予定) |
| ⑦ 評価結果の通知・公表 | 平成30年7月中旬(予定) |

(2) 公募要領等の配付時間等

① 配付時間

午前9時～午後4時30分

※土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 配付場所

岐阜県農政部里川振興課里川振興係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階)

※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusat-su/proposal/>) から入手できます。

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式7)を里川振興課宛てに郵送、ファックスまたは電子メール(ファイル形式はWordとする)で期限内に提出してください。

② 提出場所

岐阜県農政部里川振興課里川振興係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階)

F A X 058-278-2695

電子メールアドレス c11428@pref.gifu.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)にある本業務のページ上で公表します。

(4) 県が保有する写真・映像素材の閲覧

① 閲覧時間

午前9時～午後4時30分

※土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 閲覧場所

岐阜県農政部里川振興課里川振興係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階)

③ 閲覧方法

- ・県が用意した閲覧用のパソコンを、閲覧者自身が操作して画像・映像素材を閲覧していただきます。
- ・画像・映像素材データのコピーはできません。
- ・写真及び動画の内容をまとめた素材の一覧表はご提供いたします。

④ 事前申し込み

- ・閲覧に相当の時間を要すると思われるので、事前に申し込みのあった者を優先いたします。
- ・空き状況をあらかじめ電話でご確認のうえ、お申し込みください。
電話 058-272-1111 (内線2892) / 058-272-8455 (ダイヤルイン)

(5) プロポーザル参加申込書の受付

プロポーザル参加希望者は、平成30年6月11日（金）午後4時30分までに、参加申込書（様式1）を里川振興課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。

(6) 企画提案書等、書類の受付

① 提出書類

ア 企画提案書（様式2）

イ 法人概要書（様式3）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）またはその写し

エ 誓約書（様式4）

オ 見積書（任意様式）

業務内容の各項目ごとに、単価×数量がわかる積算をお示してください。

カ 事業内容及び収支内容が分かる書類（直近の事業年度）

キ 共同体構成員表（共同体で参加申し込みする場合）（様式5）

ク 共同体協定書の写し（共同体で参加申し込みする場合）（様式6）

共同体で参加申し込みする場合、上記イからエの書類は、すべての構成員について提出してください。なお、共同体の代表以外の構成員のうち、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されていない者は以下の資料を追加提出してください。

（ア） 定款又は寄付行為

（イ） 事業内容及び収支内容が分かる書類（直近の事業年度）

（ウ） 県税事務所が交付する全税目の完納証明書

（エ） 本県の区域内に事務所又は事業所を有する者にあつては、税務署が交付する消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないことに納税証明書

② 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

③ 提出方法

平成30年6月18日（月）午後4時までに里川振興課に持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。

オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業

手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日までに、辞退届（様式自由）を里川振興課に持参または郵送により提出してください。

オ 提出期限後において、提出書類に不足又は不備がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあってはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものには、その補正を認めません。

カ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

(8) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載して下さい。

③ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容を整合性がとれるものとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員によるプロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という）において行います。

2 評価会議

(1) 開催日等

平成30年7月上旬の予定

※開催場所は日時の連絡と併せて連絡します。

(2) プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション20分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（10分程度）

(3) 注意事項

- ・プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。

- ・ 評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
 - ・ 指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。
- 3 評価項目及び評価内容
別表評価基準のとおりです。
 - 4 契約交渉の相手方の選定
上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。
 - 5 選定結果の通知及び公表
選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ウェブサイト上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。
公表する内容は以下のとおりです。
 - ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
 - ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
 - ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点※（得点順。参加者の名称は秘匿）
※名称と評価点との対応関係は明らかにしません。
参加者が2者の場合には公表しないこととします。
 - ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価会議構成員の氏名
 - ⑥ その他

第5 契約に係る注意事項

- 1 最優秀提案者及び最優秀提案者である共同体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。
また、契約後に同要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。
- 2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。
なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

- 1 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。
- 2 個人情報保護
受託者が業務を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取り扱

いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県農政部里川振興課里川振興係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (2892)

058-272-8455 (ダイヤルイン)

FAX 058-278-2695

電子メール c11428@pref.gifu.lg.jp

別表

**「世界農業遺産「清流長良川の鮎」プロモーションビデオ等作成」委託業務
評価基準**

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各評価員の採点数の合計により算出する。

| 項目 | 評価の観点 | 優良 | 良 | 普通 | やや 不十分 | 不十分 |
|---------|---|-------|----|----|-----------|-----|
| 事業目的 | ① 世界農業遺産「清流長良川の鮎」を理解したうえで、の提案となっているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| ストーリー作成 | ② 「清流長良川の鮎」への関心が高まり、「長良川システム」への理解が深まる内容となっているか。 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| ビデオ作成 | ③ 「長良川システム」への理解が深まる映像となっているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | ④ 認定地域及び「清流長良川の鮎」への関心が高まるようなインパクトがある映像となっているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 副読本作成 | ⑤ 小学生の関心を引き、興味を持って学習に取り組める内容となっているか。 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| 事業計画 | ⑥ コンテンツの作成に十分な日数が確保された、適切なスケジュールが組まれているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 実施体制 | ⑦ 本事業に携わる者は、専門知識、ノウハウを持っているか。また、分担は適切か。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 見積金額 | ⑧ 提案内容に対して、適正な積算となっているか。 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 評価点合計 | | ／100点 | | | | |